

社会福祉法人飯田市社会福祉協議会奨学金規程

(目 的)

第1条 この規程は、大学、短期大学又は専門学校に在学する者で、介護福祉士又は保健師及び看護師の資格を取得する事を目指すものに対し、社会福祉法人飯田市社会福祉協議会奨学金基金の範囲内で奨学金を貸与することにより、飯田市及び下伊那郡内の福祉関係の人材を確保し、もって地域社会に貢献することを目的とする。

(貸与の要件)

第2条 この規程により奨学金の貸与を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を含む）又は専修学校（専門学校を含む）に在学しており、かつ、介護福祉士又は保健師及び看護師の資格を取得可能な課程を選択している又は選択する予定であること。
- (2) 飯田市又は下伊那郡に1年以上居住し、現に飯田市又は下伊那郡に生活の本拠を有する者の子弟等であること、又は、本人が飯田市又は下伊那郡に1年以上居住していること。

(貸与の額)

第3条 奨学金の貸与額は、1人月額3万円以内とする。

(貸与の期間)

第4条 奨学金の貸与を行う期間は、在学する学校における正規の修業期間（以下「修業期間」という。）内とする。

(利息)

第5条 奨学金には利息をつけないこととする。ただし、奨学金を第14条に規定する償還期限内に償還しないときは、償還期限の翌日から日数に応じ1年につき14.6パーセントの延滞利息を徴収する。

(申請)

第6条 奨学金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、現に在学する学校長（在学期間が1年に満たないものは、現に在学する学校の直前に在学した学校長）の推薦を受け、社会福祉法人飯田市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が別に定める申請書を会長に提出しなければならない。ただし、当該学校が事務手続上の理由により推薦を行わない場合等、やむを得ない事由により推薦を受けることができないときは、成績証明書を提出しなければならない。

- 2 申請者が、前項の申請を行うときは、民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者の所得証明書を添付しなければならない。ただし、当該扶養義務者がいない場合は、この限りでない。

(審査及び決定)

第7条 申請者の審査及び奨学金を貸与する者の決定は、会長が別に定める社会福祉法人飯田市社会福祉協議会奨学金制度委員会における協議により行うものとする。

(誓約書等)

第8条 奨学金の貸与の決定を受けた者（以下「奨学生」という。）は、連帯保証人が署名した、会長が別に定める誓約書を会長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する連帯保証人は、飯田市又は下伊那郡に居住し、かつ、相当の資力を有する

成年者でなければならない。

3 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合、その旨を会長に届け出なければならない。ただし、第1号から第3号までに該当する場合は、別の連帯保証人が署名した誓約書を会長に提出しなければならない。

- (1) 第2項に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 連帯保証人を変更しようとするとき。
- (3) 連帯保証人が死亡したとき。
- (4) 誓約書に記載した事項に変更があったとき。

(奨学金の貸与の方法)

第9条 奨学金は、前払いで半年分ずつ貸与することとする。ただし、事務処理上前払いができない場合は、この限りでない。

(在学証明書の提出)

第10条 奨学生は、奨学金の貸与を受けている期間は、毎年、在学証明書を会長に提出しなければならない。

(届出事項)

第11条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を会長に届け出なければならない。

- (1) 卒業したとき。
- (2) 復学したとき。
- (3) 転学したとき。
- (4) 休学したとき。
- (5) 停学処分を受けたとき。
- (6) 退学したとき。
- (7) 奨学金の貸与を辞退しようとするとき。
- (8) 転学などにより、介護福祉士又は保健師及び看護師の資格を取得できなくなったとき。
- (9) 介護福祉士又は保健師及び看護師の資格を取得したとき。
- (10) 看護師資格を取得した者が病院等に就職したとき。
- (11) 前号に規定する者が3年間に満たない内に退職したとき。
- (12) 飯田市又は下伊那郡に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業を営む者が当該事業を実施する事業所に就職したとき。
- (13) 前号に規定する者が5年間に満たない内に退職したとき。

(奨学金の貸与の休止及び廃止)

第12条 会長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、奨学金の貸与を休止することができる。

- (1) 休学したとき。
- (2) 停学の処分を受けたとき。
- (3) 進級できなかったとき。
- (4) 前条に規定する在学証明書を提出しなかったとき。

2 会長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、奨学金の貸与を廃止することができる。

- (1) 休学、体調の不良などにより、卒業の見込みがないとき。
- (2) 学業成績又は性行が不良となったとき。
- (3) 奨学金の貸与を辞退しようとするとき。
- (4) 退学したとき又は在学する学校で処分を受け、学籍を失ったとき。
- (5) 転学などにより、介護福祉士又は保健師及び看護師の資格を取得できなくなったとき。

(借用証書等)

第13条 奨学生は、奨学金の借受総額（第12条第2項の規定により奨学金の貸与が廃止された場合は、廃止が決定されるまでの期間に借り受けた金額とする）を借受けたときは、連帯保証人と共に連署した奨学金借用証書を、会長に提出しなければならない。

2 第1項に規定する連帯保証人は、飯田市又は下伊那郡に居住し、かつ、相当の資力を有する成年者でなければならない。

3 奨学生は、連帯保証人を変更するとき又は奨学金借用証書に記載した事項に変更があったときは、その旨を会長に届け出なければならない。

(奨学金の償還)

第14条 奨学金の貸与を受けた者は、卒業の日の属する月の翌月から起算して13月目から10年間以内に、その全額を償還しなければならない。

2 奨学生は、奨学金の貸与が廃止されたときは、廃止された月から起算して13月目から貸与を受けた期間の2倍に相当する期間内に、その全額を償還しなければならない。

3 第1項及び前項に規定する奨学金の償還は、会長が指定する期日までに、会長が指定する方法で行わなければならない。

4 第15条第2項に規定する免除を受ける意思を有しなくなったとき。

(奨学金の償還の免除)

第15条 会長は、奨学生又は奨学生であった者が償還すべき債務の一部又は全部を免除することができる。

2 会長が免除することができる部分は、次の表の左欄に掲げる事由に応じて、右欄に掲げる通りとする。

奨学生が死亡したとき	死亡した時点で償還されていない金額
卒業時又は卒業後2年以内に介護福祉士資格を取得した奨学生が、当該資格取得時を起点として2年以内に社会福祉法人飯田市社会福祉協議会（以下「飯田市社協」という。）に常勤で就職し、かつ、5年間以上継続して常勤で社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護福祉士の業を行う者として就労したとき	償還すべき金額全額
卒業時又は卒業後2年以内に介護福祉士資格を取得した奨学生が、当該資格取得時を起点として2年以内に第11条第12号に規定する事業所（飯田市社協を除く。）に常勤で就職し、かつ、5年間以上継続して常勤で社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護福祉士の業を行う者として就労したとき	償還すべき金額の5割

卒業時又は卒業後２年以内に看護師資格を取得した奨学生が、当該資格取得以降最初の４月１日までに病院等に就職し、３年間以上４年間以下の期間就労し、その後、２回目の４月１日までに飯田市社協に５年間以上継続して常勤で保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第５条に規定する看護師の業を行う者として就労したとき	償還すべき金額全額、ただし、飯田市社協に就職した時点で既に償還した金額があった場合は、償還残額
卒業時又は卒業後２年以内に看護師資格を取得した奨学生が、病院等に３年間以上４年間以下の期間就労し、その後、２回目の４月１日までに第１１条第１２号に規定する事業所（飯田市社協を除く。）に５年間以上継続して常勤で保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第５条に規定する看護師の業を行う者として就労したとき	償還すべき金額の５割
卒業時又は卒業後２年以内に保健師資格を取得した奨学生が、当該資格取得時を起点として２年以内に社会福祉法人飯田市社会福祉協議会（以下「飯田市社協」という。）に常勤で就職し、かつ、５年間以上継続して常勤で保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第２条に規定する保健師の業を行う者として就労したとき	償還すべき金額全額
卒業時又は卒業後２年以内に保健師資格を取得した奨学生が、当該資格取得時を起点として２年以内に第１１条第１２号に規定する事業所（飯田市社協を除く。）に常勤で就職し、かつ、５年間以上継続して常勤で保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第２条に規定する保健師の業を行う者として就労したとき	償還すべき金額の５割

（奨学金の償還の猶予）

第１６条 会長は、奨学生又は奨学生であった者が次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、奨学金の返還を猶予することができる。

- （１） 奨学金の貸付が終了後も引き続き在学しているとき。
- （２） 卒業後、更に多種の養成施設等において修学しているとき。
- （３） 第１５条に規定する免除を受ける意思を有するとき。（看護師においては資格取得後４年間、介護福祉士及び保健師においては資格取得後２年間の間）。
- （４） 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

２ 前項の規定により奨学金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、奨学金返還猶予申請書（様式７号）に必要な書類を付して会長に提出しなければならない。

３ 会長は、前項の規定による猶予の申請があったときは、当該猶予の申請について承認すること又はしないことを決定した旨を通知するものとする。

４ 会長は、奨学金の返還債務の履行の猶予を受けた者が、第１項に掲げる事由に該当しなくなったと認めるときは、返還義務の履行猶予の決定を取り消すものとする。

（補則）

第１７条 この規程に定めるもののほか、奨学金に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。